

# 令和5年度私立学校関係税制改正に関する要望

令和4年8月3日  
全私学連合

## 【要望の趣旨】

令和5年度私立学校関係税制改正に関する要望に際しては、学校法人の公共性・公益性に基づく法人税をはじめとする種々の税制上の優遇措置の維持等に加え、教育費に係る経済的負担軽減、リカレント教育の推進、寄附文化の醸成、教育研究推進に向けた環境整備並びに消費税率の引き上げに関する優遇措置等、政府・与党の税制に関する審議過程において、ここ数年にわたり実現に至っていない項目を中心に要望する。

このうち、特に、適用期限を迎える非課税措置の恒久化をはじめ、寄附金控除に係る控除率の引き上げや手続きの簡素化等の制度改善について重点的に要望する。

## 【要望項目】

### 1. 教育費に係る経済的負担軽減のための措置の創設・拡充

- ① 教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税措置の拡充並びに恒久化
- ② リカレント教育を通じた社会人の学び直しに係る税制上の優遇措置の創設
- ③ 教育費の所得控除制度の創設並びに教育費の負担軽減のための扶養控除の拡充

“コロナ禍”を経て、プライベートな時間の有益な使い方を模索する社会人も増えている。“新たな日常”を確立する必須条件は、SDGsの理念を受けての知と学びの持続的還流を促す永続性を持った循環型高等教育提供システムの確立である。その一翼を担うのが大学におけるリカレント教育や生涯教育の推進である。

国民一人ひとりがその生涯において何度も学ぶことができ、再チャレンジの機会の一助となる「学び続ける社会」の基盤を強化するためには、高等教育への政策的な財政投資が必要である。

#### ① 教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税措置の拡充並びに恒久化

平成25年度税制改正において創設された教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、令和元年度改正において教育資金管理契約の終了年齢の引き上げ（在学中であることを条件に30歳→40歳）等の措置が、令和3年度改正においては適用期限の延長（2年間：2023〔令和5〕年3月31日まで）等の措置がとられた。同制度によ

る教育資金贈与信託は、2022（令和4）年5月末時点での契約数は累計で25万件強、信託財産設定額は累計で1兆9,000億円弱と、同制度の政策目的である教育機会の充実とともに、消費の活性化にも大きく寄与している。

学生等の教育資金の確保、現役世代の教育費負担の一層の軽減、教育機会の充実、及びリカレント教育推進の必要性の観点から、同非課税措置の令和5年度以降の延長はもとより、非課税上限額の引き上げ、贈与後の財産の運用による損失及び贈与後の財産から学校法人・公益法人等への寄附についての非課税措置、23歳以上の学校外における教育訓練の非課税対象の拡大などとともに、同特例措置の適用期限の廃止を要望する。

## ② リカレント教育を通じた社会人の学び直しに係る税制上の優遇措置の創設

私立大学は、17～22歳を除く大学入学者数の81%（男子79%、女子85%）、社会人の大学院入学者数の51%（男子50%、女子53%）を占めており、様々な年齢層、多くの社会人学生が在籍する。

サイバー空間とフィジカル空間が融合した様々なシステムの下での、複雑かつ急速な変化をもたらす予測困難性の高いSociety5.0社会における人生100年時代においては、職業上必要な知識・技術を修得するためのリカレント教育を通じた「学び続ける社会」の形成がわが国の成長、発展の源泉となる。

社会人が私立大学で学ぶ際の受講費用等について、所得控除の拡大を図るなど、社会人の学び直しに係る税制上の優遇措置を要望する。

また、令和4年度税制改正において、令和5年度末を適用期限として実施された積極的な賃上げに加えて人的投資（教育訓練費の増加）を行った場合を要件として、税額控除率を上乗せする賃上げ促進税制に関わって、職務の遂行に必要な知識・技術を習得させるための大学での学びについての税額控除率のさらなる上乗せや控除上限率の撤廃など、制度のさらなる拡充を要望する。

## ③ 教育費の所得控除制度の創設並びに教育費の負担軽減のための扶養控除の拡充

天然資源に乏しいわが国が、今後も持続的発展を遂げるための方策は、多様な価値を追求する“一人ひとり”の生産性を向上させることをおいてほかにない。すべての学生等が家庭環境、経済的環境、さらには地理的環境等の要因によって進学を断念することなく、能力と希望に応じた教育を受けられる環境を整備しなければならない。

そのためには支出において教育費の占める割合が大きい世帯の税負担の一層の軽減を図ることにより、教育機会の保障を実現すべく、私立学校に対する教育費の所得控除制度の創設や特定扶養控除の拡充を要望する。

## 2. 学校法人に対する寄附促進のための措置の創設・拡充

### (1) 学校法人に対する寄附促進のための措置の拡充等

- ① 個人が寄附を行った場合の税額控除の控除率の引き上げと繰越し控除制度の創設
- ② 寄附金控除の年末調整の対象化など手続きの改善
- ③ 直系尊属からの寄附に係る税額控除限度額の撤廃
- ④ 寄附金税額控除の対象法人となるための認定要件の撤廃

### (2) 若手・女性研究者奨励のための寄附税制の創設

#### (1) 学校法人に対する寄附促進のための措置の拡充等

収入の過半を学生等からの納付金収入に依存する私立学校にあっては、寄附金収入による安定的な財源の確保は経営基盤の強化のためにも優先して取り組むべき課題である。寄附金収入は、卒業生や保護者、民間企業など多方面にわたる学校のステークホルダーとどの程度緊密な関係性を構築できているかを示すバロメーターともいえる。金額の多寡に関わらず、寄附者の裾野の拡大を図ることにより、広く個人からの私立学校に対する寄附促進を図っていくことが、私立学校の教育研究の活性化及びこれを通じたわが国の成長にとって決定的に重要である。また、Society5.0時代の私立学校の教育研究機能の強化を図るためには、諸外国に比して低い水準にとどまっている個人はもとより、法人からの私立学校への寄附の拡大が必要であり、寄附者のインセンティブの拡充を図るための税制上のより一層の措置の導入が不可欠である。

わが国の約8割の学生への教育を担う一方で、収入の過半を私費負担である学納金収入に依存している私立大学の将来は、各私立大学の自律性はもとより、企業をはじめとする法人や個人を通じた社会全体で支えるという“共助”の精神を根付かせ、私立大学の多様な教育研究活動を拡充発展させていく体制を整えることができるか否かにかかっているといても過言ではない。寄附募集をより一層容易にするための税制上の優遇措置の拡充が不可欠である。

#### ① 個人が寄附を行った場合の税額控除の控除率の引き上げと繰越し控除制度の創設

特に高所得者以外からの寄附の拡充に大きな役割を果たしてきた個人による寄附に関わっての税額控除制度について、さらなる個人寄附の促進、多額の寄附意欲を有する卒業生等の意識喚起を図るべく、税額控除に係る控除率の引き上げ（40%→45%）がなされるべきである。また、控除限度額の上限を超えた場合の5年間を限度とした繰越し控除を可能とすることを要望する。

上記の措置により、多額寄附の途を閉ざさない社会的環境の整備が促進され、米国の寄附税制と同程度の措置を講ずることにより、国際的な競争環境が整備される。

#### ② 寄附金控除の年末調整の対象化など手続きの改善

寄附税制に係る措置の拡充や寄附金控除手続の簡素化は、私立学校への寄附の拡大に結びつく。また、わが国の寄附文化を醸成し、多くの国民から広く寄附を得る環境を整えることも可能となる。

他の多くの控除が年末調整で手続きできるにも関わらず、学校法人への寄附金控除については、確定申告を行うこととされており、特に少額寄附者にとっては、その手続きの煩雑さや移動費等のコストが、税制優遇の効果を低めているといえる。

寄附者による税制優遇のメリットの享受、より寄附しやすい環境整備のため、年末調整による寄附金控除を可能とするなどの手続きの大幅な改善を要望する。また、様々な行政手続の利用者の目線に立ったデジタル化・オンライン化を前提とする政策システムの転換（デジタル・ガバメントの断行やマイナンバーカードの利便性の向上）の検討に際しては、学校法人への寄附金控除手続の簡素化の実現も踏まえた検討が進められることを要望する。

### ③ 直系尊属からの寄附に係る税額控除限度額の撤廃

平成27年度及び28年度の税制改正において、個人からの寄附に係る税額控除の対象法人となるための要件（PST要件）に係る緩和措置が講じられたが、学生等の直系尊属からの寄附に関しては、還付を伴わない税額控除限度額の撤廃など、寄附者に対する新たな特例の措置を設け、寄附文化の醸成を図ることが重要である。

### ④ 寄附金税額控除の対象法人となるための認定要件の撤廃

教育がもたらす社会的・経済的効果や、わが国の公共財ともいえるべき教育において私立学校が担っている重要な役割及び学校法人の明白な公共性に鑑み、各学校法人の規模や特性に関わらず、すべての学校法人への個人寄附者が寄附に係る税額控除を受けることができるよう、引き続きPST要件の撤廃を要望する。

## （2）若手・女性研究者奨励のための寄附税制の創設

日本私立学校振興・共済事業団では、私立大学が取り組む多様で特色ある教育・研究の次世代の担い手となる若手研究者や女性研究者が、自ら立案し自分で取り組む研究について、研究機会を創設することを目的とした「若手・女性研究者奨励金」事業を実施している。この事業は、今後のわが国の発展に不可欠となる人材の育成に資するものであり、こうした仕組みを社会全体の支援で実施することが重要であるという観点から、財源については寄附金で賄うこととし、社会に向け幅広く寄附募集に取り組んでいる。同制度のさらなる充実と発展、企業等が意欲的に寄附を行う環境整備のため、同奨励金への法人からの寄附については、全額を損金算入の対象とするなど、指定寄附金として取り扱うことを要望する。

## 3. 学校法人の健全な財政基盤の確立に向けた優遇措置の創設・拡充

- ① 消費税に係る負担軽減のための特例措置の創設
- ② 資産運用収益に対する非課税措置等の優遇税制の維持・拡充
- ③ 日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う借入金に係る印紙税の非課税措置の対象範囲の拡大

### ① 消費税に係る負担軽減のための特例措置の創設

私立学校のさらなる財政基盤強化に向け、とりわけ消費税に関わっては、税率の段階的な引き上げは私立学校全体に過重な負担増となり、学校法人の経営に及ぼす影響は大きい。私立学校の教育研究の質を低下させないため、消費税に係る私立学校の負担を軽減するための特例措置の創設を要望する。

### ② 資産運用収益に対する非課税措置等の優遇税制の維持・拡充

学校法人の資産運用収益（利子、配当等）に対する非課税措置の維持等、現行の学校法人に係る特例措置の維持・拡充を要望する。

### ③ 日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う借入金に係る印紙税の非課税措置の対象範囲の拡大

令和3年度税制改正において、「5年間：令和8年3月31日まで」とされた東日本大震災の被害を受けた学校法人等が、日本私立学校振興・共済事業団から東日本大震災の被害を受けたことを原因とする貸付を受ける際、消費貸借契約書等に係る印紙税を非課税とする措置について、大規模災害等発生が増加を踏まえ、その対象範囲の拡大を要望する。

## 4. 大規模災害等により被災した学校法人の復興のための特例措置の拡充

近年、地震や風水害による大規模災害が頻発している。被災した学校法人の復興支援を目的とした寄附の一層の促進に資する措置の創設を要望する。

また、被災した私立学校の入学者に対する教育費の税額控除制度の導入、さらに被災した学校法人の教育研究用の施設の建設費や備品等の購入、新型コロナウイルス感染症対策のための教育研究用の施設の建設費や備品等の購入に係る消費税の減免措置を講じる税制上の優遇措置の創設を要望する。

## 5. 退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃

令和2年度税制改正において、退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の非課税措置の適用期限が延長されている（3年間：2023〔令和5〕年3月31日まで）。

私立学校教職員等の生活の安定と福祉の向上、私立学校教育の振興に資するため、退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃を要望する。